

日本学生支援機構奨学生（給付型） 2025 年度在学採用（秋・二次採用）の募集について （令和 7 年度からの多子世帯の授業料等無償化含む）

下記のとおり 2025 年度在学採用（秋・二次採用）給付奨学生（学部）の申請書類の配付及び申請受付を行います。申請書類は下記の受付窓口で配付しています。

申込資格等を確認のうえ、お申込みください。

【令和 7 年度からの「多子世帯の授業料等無償化」への申請について】

日本学生支援機構が多子世帯かどうかを認定します。そのため、給付奨学生に採用されていない学部生で令和 7 年度からの「多子世帯の授業料等無償化」による授業料等免除を申請する場合は、この日本学生支援機構給付奨学金への申請が必要です。

1. 申請資格等

2025 年 10 月現在、本学学部 に在学している日本人学生及び日本学生支援機構の指定する在留資格を有する在日外国人学生（私費外国人留学生は対象外になります。）

申込資格等の詳細は日本学生支援機構の「給付奨学金案内（電子版）」及び次の日本学生支援機構のホームページにより確認してください。

【進学後（在学採用）の給付奨学金の申込資格（大学等への入学時期等に関する資格・在留資格等に関する資格）】

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/shikaku/zaigaku.html>

【進学後（在学採用）の給付奨学金の学力基準】

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/gakuryoku/zaigaku.html>

【進学後（在学採用）の給付奨学金の家計基準】

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/zaigaku.html>

2. 奨学金の種類及び募集人数

給付型奨学金：日本学生支援機構の定める推薦基準に合致した適格者を推薦予定

※奨学金の給付額、給付期間等は「給付奨学金案内（電子版）」をご覧ください。

3. 申請受付

受付窓口で奨学金案内（ダイジェスト版）等の申込書類を入手し、[1] 所属のキャンパスへの必要書類の提出と[2] 日本学生支援機構への提出（①スカラネット入力、②マイナンバー入力、③「奨学金確認書兼地方税同意書」の郵送）の2つの手続きをしてください。

複数の手続きがありますので、日程に余裕をもって行ってください。

[1] 大学への書類提出

提出期限：2025年10月3日（金）～10月24日（金）まで（当日必着）

※上記期間中に乗船実習等で提出できない場合は、10月3日より前の日からの提出も受け付けます。（提出期限は10月24日（金））

受付窓口：（品川）学生サービス課奨学係、（越中島）越中島地区学生支援係

- ・所属するキャンパスの窓口提出してください。
- ・郵送での提出の場合は、レターパック・書留等配達状況が確認できる方法で、下記へ郵送してください。

学生サービス課奨学係 宛先：〒108-8477 東京都港区港南4-5-7

越中島地区学生支援係 宛先：〒135-8533 東京都江東区越中島2-1-6

[2] 日本学生支援機構への提出手続き

- ① スカラネット及び②マイナンバー提出用サイトへの入力期限

2025年10月24日（金）厳守

- ③「奨学金確認書兼地方税同意書」の郵送期限

上記②「インターネットによるマイナンバーの提出」完了後1週間以内に、専用の封筒（黄緑色の長3サイズ）で日本学生支援機構へ簡易書留で郵送してください。

4. 授業料の免除申請について

日本学生支援機構給付奨学生（多子世帯と認定された奨学生も含む）は採用区分に応じて2025年度後期分の授業料も免除されますので、給付奨学金申請時に免除申請（授業料免除申請書・「A様式1」等の提出）も行ってください。

5. 選考結果の通知及び採用関係書類の送付

日本学生支援機構から「奨学生採用決定通知」が本学に届き次第、連絡いたします。採用された方には、「奨学生証、奨学生のしおり」を交付します
（2025年12月下旬～2026年1月中旬を予定）

6. 給付奨学生（多子世帯含む）採用の適格認定（学業・家計）について

採用後も学業成績の判定及び支援区分の見直し（家計の判定）があります。

そのため、学業成績や家計の状況によっては、支援区分（支給月額）が変更になったり、支給が止まったりする場合があります。給付奨学金の区分に応じて授業料免除の金額も変更になります。

また、学業成績等により「給付奨学生の廃止＝授業料減免の終了」となる可能性がありますので、ご注意ください。

●適格認定（学業）の詳細

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/kyufu/tekikaku_gakuryoku.html

2025 年度から要件がより厳しく変更になっています。

https://www.mext.go.jp/content/20240704-mxt_gakushi_100001505_1.pdf

●適格認定（家計）の詳細

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/kyufu/tekikaku_kakei/tsujo/index.html

2025 年度在学採用「給付奨学金」の詳細については、日本学生支援機構のホームページ及びホームページに掲載されている「給付奨学金案内（電子版）」をご覧ください。

●日本学生支援機構のホームページの「進学後に申し込む（在学採用）」のページ

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/index.html>

●日本学生支援機構「給付奨学金案内 2025 年度在学者用（大学）（電子版）」
（電子版は配付した奨学金ダイジェストの詳細版になります。）

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/moshikomi/zaigaku/tebiki/daigaku_etc.html



7. 令和7年度からの多子世帯支援拡充に係る対応について

「多子世帯に属している」の条件等については、日本学生支援機構の「給付奨学金案内（電子版）」及びホームページにより確認してください。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/about/kyufu/kakei/r7tashikakudai/index.html>

2025 年度在学採用（秋・二次採用）においては、日本学生支援機構は 2024 年 12 月 31 日時点で、生計維持者が扶養している子どもに該当する者の数を確認します。

2025 年 1 月 1 日～8 月 31 日に出生した生計維持者の実子等がいる場合、必要書類を提出することで、「新たに生まれた子等」を加算して多子世帯に該当するかを判定します。書類提出を希望する場合は至急、学生サービス課奨学係までお知らせください。